

「屋外広告物」を表示・設置、管理、所有している皆さま

屋外広告物のルールが変わりました！

屋外広告物の一層の安全性の向上を図り、公衆に対する危険を未然に防止する目的から、福山市屋外広告物条例及び施行規則が改正されました。

これにより、**屋外広告物の安全点検が義務化**され、屋外広告物の許可更新申請時に「**屋外広告物安全点検報告書**」の提出が必要となりました。

◆次の条件に該当する屋外広告物が対象となります。

広告物又は掲出物件自体の高さが **4 m** を超えるもの
又は
表示面積が **10 m²** を超えるもの

- 管理者（特定の資格を有する者）の設置が必要です。
- 管理者（特定の資格を有する者）による定期的な安全点検の実施が必要です。
- 許可を更新するためには、点検結果の報告が必要です。

◆許可更新までの流れ

①管理者の設置

- 管理者の資格（次の内いずれかの資格が必要です）
 - 屋外広告士
 - 建築士（一級・二級・木造）
 - 電気工事士（第1種・第2種）
 - 電気主任技術者（第1種・第2種・第3種）
 - （公社）日本サイン協会及び（一社）日本広告業団体連合会が実施する点検技能講習修了者

②安全点検の実施

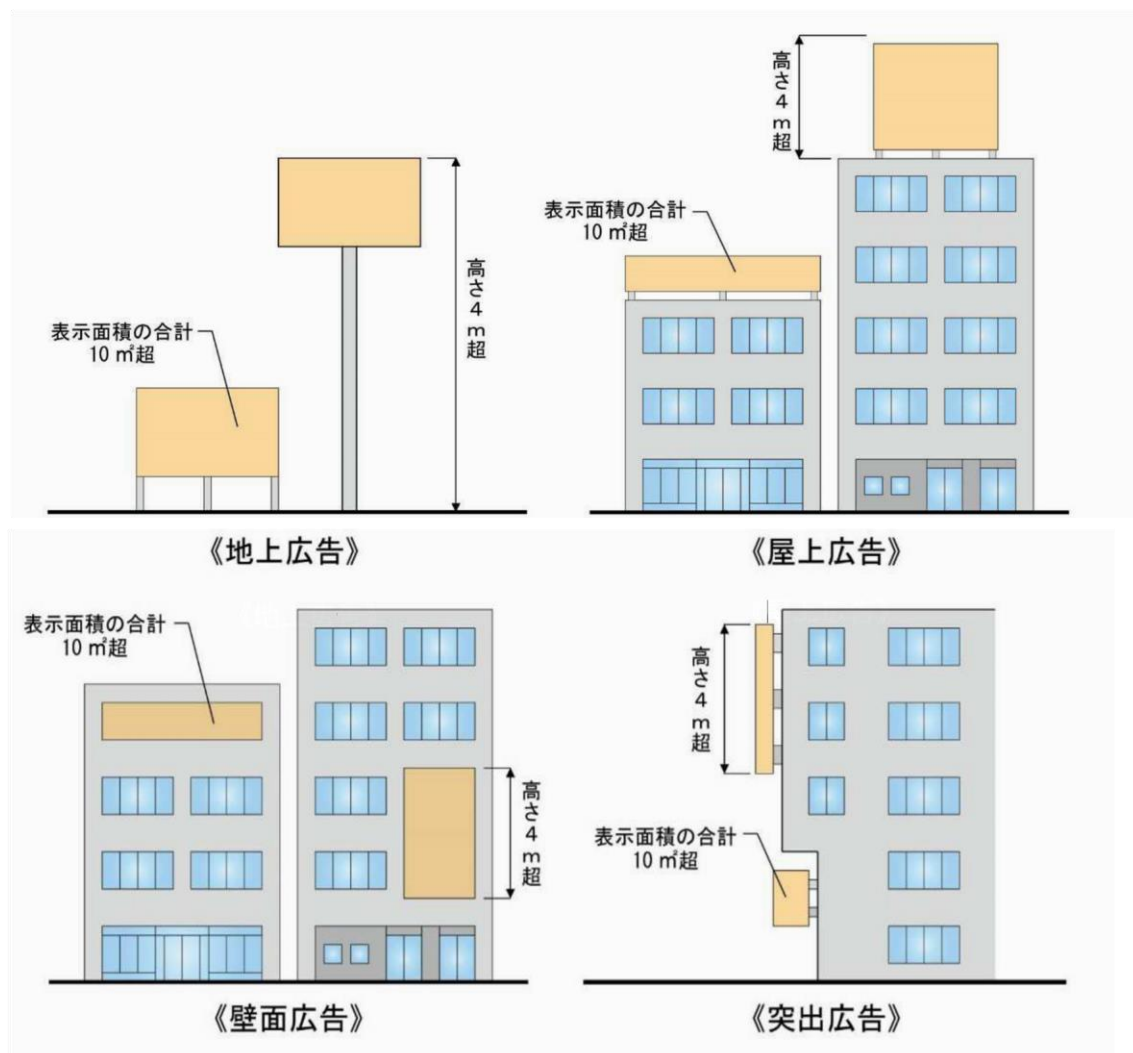
- 定期的に安全点検を行ってください。
 - 次の時期に係る申請時には、許可満了日以前3か月以内に点検を行い、③のとおり点検結果を報告する必要があります。
 - i) 広告物の表示・設置日から5年を経過した物件に係る申請
 - ii) i)の申請以降3年毎
- （例）新規申請を行って新設し、5年経過した広告物については、6年目、9年目、12年目・・・（以降3年毎）の更新申請時に点検結果の添付が必要となります。

③点検結果の報告

- 点検報告の方法
 - 「屋外広告物安全点検報告書」に点検を実施した広告物等の写真を添付のうえ、点検方法と補修等の処理方法を記入し、提出してください。
 - 報告書により広告物等の異常が明らか場合は、改修・除却等必要な措置を命ずる場合があります。

◆施行日（改正内容が適用される日） **2023年（令和5年）4月1日申請受付分から**

◆対象となる屋外広告物の例



※直塗のもの、シートを直接貼り付けるもの、光を投影して表示するものは除きます。

<点検項目>

- ①基礎部のぐらつき、裂傷等
- ②支持部・取付部の変形、腐食、損傷等
- ③ボルト・ビスのサビ、ゆるみ、欠落等
- ④広告板面・文字等の破損、変形、変色、欠落及び枠組み部材の破損等
- ⑤照明等電気設備の取付け状態、異常等

詳しい内容・様式等は、福山市のホームページをご覧ください。
福山市建設局土木部土木管理課 TEL/084-928-1079